



ふるさとまちづくり応援寄附を
活用した空き家・空き地管理のご案内

あなたの空き家又は空き地のサポートを
阪南市シルバー人材センターが
代行します！



公益社団法人 阪南市シルバー人材センター × ふるさとまちづくり応援寄附 お礼サービス一覧

1 万円コース



空き家又は空き地の状態を目視確認し、
報告を年2回行います。

4 万円コース



空き地は160㎡程度の除草（機械）
処分、報告・空き家は除草（手刈り）、
植木剪定等の業務、処分、報告（例：
除草のみの場合、作業員1名で12
時間程度）

6 万円コース



空き地は250㎡程度の除草（機械）
処分、報告・空き家は除草（手刈り）、
植木剪定等の業務、処分、報告（例：
除草のみの場合、作業員1名で18時
間程度）

ふるさとまちづくり
応援寄附について
お問い合わせ

制度についてのご質問はこちら

阪南市役所 まちの活力創造課
〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
TEL：072-471-5678 FAX：072-473-3504

サービス内容についてのご質問はこちら

公益社団法人 阪南市シルバー人材センター
〒599-0204 大阪府阪南市鳥取66番地
TEL：072-471-0468 FAX：072-471-7676

ふるさとまちづくり応援寄附について

ふるさとまちづくり応援寄附とは、阪南市への寄附制度です。

寄附額のうち2,000円を除いた全額*が所得税の還付や個人住民税の控除対象となります。

さらに、ふるさとまちづくり応援寄附では、5,000円以上の寄附をいただいた方にお礼品を進呈しています。

例

10,000円の寄附を行った場合、最大で8,000円の還付(税が減額)等がされ、実質負担額は2,000円となります。(何度寄附を行っても実質負担額は2,000円となります。)

*還付(税が減額)される寄附額については、収入や家族構成によっても異なり一定の上限があります。

ふるさとまちづくり応援寄附の流れ

STEP
1

寄附のお申込み

寄附申込書の必要事項に記入を行い、阪南市へご提出いただくか、下記「ふるさとチョイス」からお申込みください。

STEP
2

寄附金の納入

寄附金は「振り込み」、「現金書留」、「窓口持参」または「クレジットカード決済」いずれかの方法でご入金ください。

STEP
3

控除のお手続き

確定申告またはワンストップ特例制度の申請を行ってください。所得税の還付・翌年度の住民税から税金が控除されます。

ワンストップ特例制度について

ふるさと納税をする際に、寄附先団体(阪南市)に特例の適用に関する申請書を提出することで確定申告をしなくても寄附金控除を受けられます。ただし、1年間のふるさと納税納付先自治体が5団体を超える場合は、確定申告が必要です。(※詳しくは、国税局のホームページをご覧ください。)

ふるさとチョイスのご案内



ご寄附いただく金額が5,000円以上の場合、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からもお申込みいただけます。



<https://www.furusato-tax.jp/>

ふるさと納税 阪南市

検索

※お礼品は随時追加しています。最新情報は「ふるさとチョイス」をご覧ください。

ふるさとまちづくり
応援寄附に関する
お申込みお問い合わせ

阪南市 市民部 まちの活力創造課
ふるさとまちづくり応援寄附担当

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町 35 番地の 1

TEL: 072-471-5678 FAX: 072-473-3504

E-MAIL: m-katsu@city.hannan.lg.jp

